

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-208
処分の種類	車両積載物の落下予防等措置命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第43条の2			
処分の概要	道路を通行している車両の積載物が、落下する恐れがある場合において、その落下により道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れがある場合、運転者に対し通行の中止、積載方法の是正等必要な措置を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			